

2020年4月6日

在学生の皆さんへ

学長 小林 清 一
(危機管理委員長)

授業を欠席した場合の登校日の考え方について（通知）

在学生の皆さんが、感染症に関わる内容で、授業を欠席した場合の登校日の考え方について、次のとおり連絡をいたします。登校日まで若干日数を要しますが、リスクを回避するための措置ですので、必ず守ってください。

なお、このような自宅待機の措置に係る授業の欠席については、不利益にならないように対応する予定です。

1. 欠席する要因となった症状が治ってから4日間は自宅待機し、5日目から登校してください。症状が治るとは、発熱が37.0度未満になる、咳がでない、鼻水がでない、のどの痛みがない、体のだるさがない、嗅覚異常がない、味覚異常がないことを言います。
2. 登校日の朝には、別添の毎日の体調を記入した「体温管理表」を事務局学務課に必ず提出し、大学側で確認を受けたのち、授業に参加してください。なお、3・4年次生については、「体温管理表」を「健康管理票」に置き換えることができます。

以 上